

# 第28回

## 定時株主総会招集ご通知

### 開催日時

2023年5月24日（水曜日）午前10時

（受付開始：午前9時30分）

### 開催場所

東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地

御茶ノ水ソラシティ1階

ソラシティカンファレンスセンター RoomB

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 目次

□第28回定時株主総会招集ご通知	1
□株主総会参考書類	5
□事業報告	18
□連結計算書類／監査報告書	36
□計算書類／監査報告書	40

※株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



証券コード 3093

2023年5月9日

株 主 各 位

東京都千代田区神田練堀町3番地  
株式会社トレジャー・ファクトリー  
代表取締役社長 野 坂 英 吾

## 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.treasurefactory.co.jp/ir/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トレジャー・ファクトリー」又は「コード」に当社証券コード「3093」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

**【書面（郵送）による議決権行使の場合】**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月23日（火曜日）午後6時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

**【インターネット等による議決権行使の場合】**

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2023年5月23日（火曜日）午後6時15分までに、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
  2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ1階  
ソラシティカンファレンスセンター Room B
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第28期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第28期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                    |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件                   |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件                   |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件                 |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件                   |
| 第6号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
    - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
    - (2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合、又はパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
    - (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使用紙が同日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載しておりますので、お送りする書面には記載しておりません。

- ①会計監査人の状況
- ②業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ③連結株主資本等変動計算書・連結注記表
- ④株主資本等変動計算書・個別注記表

なお、上記①から④は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、上記③及び④は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を、インターネット上の上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## ● インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ | 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第28期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 25円

総額 289,645,000円

(注) 当社は2023年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期(第28期)の期末配当につきましては、配当基準日が2023年2月28日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年5月25日

第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役野坂英吾、野坂淳、澤田卓、小林英治及び鈴木信夫の5氏が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<b>【再任】</b> <small>のさか えいご</small> 野坂 英吾 (1972年5月6日生)	1995年5月 有限会社トレジャー・ファクトリー（現当社）設立、代表取締役社長 1999年12月 同社を株式会社に改組し、株式会社トレジャー・ファクトリーを設立、代表取締役社長（現任） 2016年3月 株式会社アルプス技研社外取締役（現任）	3,977,200株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社創業以来、代表取締役社長を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、当社の業容の拡大及び企業価値の向上に向け、リーダーシップを発揮し、多大な成果を上げてまいりました。 経営者としての高い見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	<b>【再任】</b> <small>のさか じゅん</small> 野坂 淳 (1974年9月15日生)	1998年4月 有限会社トレジャー・ファクトリー（現当社）入社 1999年12月 当社取締役事業本部長 2003年6月 当社専務取締役管理本部長兼システム部長 2009年3月 当社専務取締役営業部長兼システム部長 2011年3月 当社専務取締役営業部長 2012年3月 当社専務取締役 2014年2月 当社専務取締役システム部長 2017年3月 当社専務取締役（現任）	439,500株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、専務取締役として代表取締役社長の補佐を務め、当社の業容の拡大及び企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。 営業やシステムを中心に経営全般にかかる豊富な知識、経験及び実績を有することから、当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<b>【再任】</b> さわだ たく 澤田 卓 (1973年4月15日生)	1996年4月 太平住宅株式会社入社 1999年10月 有限会社トレジャー・ファクトリー（現当社）入社 2002年6月 当社商品スーパーバイザー 2003年6月 当社商品部長兼店舗開発部長 2004年1月 当社商品部長 2004年5月 当社取締役商品部長 2012年3月 当社取締役事業推進部長 2019年3月 当社取締役事業推進室長（現任）	61,100株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、事業推進部門の責任者として、仕入面の強化、新規事業の開発やリユースの周辺事業の拡大などを進め、当社の業容の拡大及び企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。 リユース事業や事業運営にかかる豊富な知識、経験及び実績を有することから、当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	<b>【再任】</b> こばやし えいじ 小林 英治 (1975年8月19日生)	1998年7月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社入社 2002年10月 当社入社 2004年1月 当社財務経理部長 2006年3月 当社管理部長 2011年5月 当社取締役管理部長 2012年1月 当社取締役管理部長兼総務部長 2012年3月 当社取締役管理部長 2017年3月 当社取締役経営企画部長 2019年3月 当社取締役経営企画室長（現任）	61,500株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、経営企画部門の責任者として、経営企画全般を担うとともに、財務、経理を所管し、当社の業容の拡大及び企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。 経営企画や経営管理業務にかかる豊富な知識、経験及び実績を有することから、当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<b>【再任】</b> <small>すずき のぶお</small> <b>鈴木 信夫</b> (1971年6月8日生)	1995年4月 株式会社日本オートメーション入社 1997年9月 千代田第一工業株式会社入社 2000年1月 同社常務取締役 2004年1月 同社代表取締役社長（現任） 2004年5月 当社取締役 2004年9月 当社取締役退任 2006年5月 当社取締役（現任）	8,000株
	<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 製造業を営む会社を経営しており、異業種の会社経営に携わる見地から、社外取締役として、当社の経営を適切に監督いただくとともに、有益な意見をいただいております。 当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、社外取締役として、引き続き当社の経営を監督いただくため、選任をお願いするものであります。 選任後は、引き続き上記役割を果たしていただくことを期待しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項の内容
- ① 鈴木信夫氏は、社外取締役候補者であります。
  - ② 同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって17年となります。
  - ③ 同氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金200万円又は法令が定める額のいずれが高い額とするものであり、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  - ④ 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
4. 各取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2023年3月1日付で実施した株式分割（1株を2株に分割）前の当期末日時点における株式数を記載しております。

(ご参考)

**【取締役候補者の選定・指名手続】**

- ① 社内の取締役候補者については、当社の経営理念と経営方針の実現及び中長期的な企業価値の向上に貢献し得る高い経営能力や専門性等を有しているかを総合的に判断して、取締役会で審議の上、決定します。
- ② 社外取締役候補者については、経営、法務、財務会計等の専門の見地から当社の経営に貢献し、また独立した立場から経営の管理・監督機能を果たす知見を有しているかを総合的に判断して、取締役会で審議の上、決定します。

**【社外取締役の独立性判断基準】**

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役長尾昌彦及び石川博康の両氏が任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<b>【再任】</b> <small>ながお まさひこ</small> <b>長尾 昌彦</b> (1960年4月29日生)	1983年4月 株式会社協和銀行入行 1986年4月 昭和リース株式会社入社 2005年4月 同社広島支店長 2007年4月 同社立川支店長 2019年5月 当社常勤監査役(現任)	0株
	<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 金融業界での豊富な経験や、財務及び会計に関する知見に基づく幅広い見識を、当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言をいただいております。 当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、社外監査役として、引き続き当社の経営を監督いただくため、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
2	<b>【再任】</b> <small>いしかわ ひろやす</small> <b>石川 博康</b> (1959年6月22日生)	1992年4月 弁護士登録(埼玉弁護士会) 石川博光法律事務所入所 2000年1月 石川総合法律事務所設立、代表弁護士 2006年5月 当社監査役(現任) 2007年4月 アーク法律事務所設立、代表弁護士(現任) 2007年6月 ブルドックソース株式会社社外監査役 2015年6月 ブルドックソース株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	8,000株
	<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 弁護士としての専門的見地から、取締役会における適法性の確保、リスク管理及びコンプライアンス強化のための適切な助言・提言をいただいております。 当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、社外監査役として、引き続き当社の経営を監督いただくため、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者長尾昌彦氏に関する事項の内容
- ① 長尾昌彦氏は、社外監査役候補者であります。
  - ② 同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
  - ③ 同氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金200万円又は法令が定める額のいずれか高い額とするものであり、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  - ④ 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外監査役候補者石川博康氏に関する事項の内容
- ① 石川博康氏は、社外監査役候補者であります。
  - ② 同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって17年となります。
  - ③ 同氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金200万円又は法令が定める額のいずれか高い額とするものであり、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  - ④ 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が監査役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 各監査役候補者の所有する当社の株式の数は、2023年3月1日付で実施した株式分割（1株を2株に分割）前の当期末日時点における株式数を記載しております。

(ご参考)

**【監査役候補者の選定・指名手続】**

社外監査役候補者については、法令及び社内規程等に基づき、監査業務を適切に遂行し得る豊富な経験と高い見識及び高度な専門性を有しているかを総合的に判断して、監査役会の同意を得た上で、取締役会で審議の上、決定します。

**【社外監査役の独立性判断基準】**

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外監査役の候補者を選定しております。

(ご参考)

なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、役員の構成、及び当社事業戦略の遂行において期待される専門性と経験は次のとおりです。

【取締役会の構成（スキル・マトリックス）】

役員氏名		取締役会構成メンバーに求められる専門性									
		企業経営	営業マーケティング	人事・労務 人材・組織 開発	I T ・ デジタル テクノロジー	アントレプレ ナーシップ 新規事業開発	グローバル ビジネス	財務・会計 M & A	法務 コンプライ アンス リスク管理	E S G サステナ ビリティ	
取締役		野坂英吾	●	●	●	●	●	●			●
		野坂淳	●	●	●	●	●	●			●
		澤田卓	●	●			●				●
		小林英治	●					●	●	●	●
	社外	鈴木信夫	●			●	●	●			
	社外	宮本久美子								●	●
監査役	社外	長尾昌彦	●	●						●	
	社外	石川博康			●					●	
	社外	金野栄太郎	●				●		●		

※上記の内容は、各役員の有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

【スキル項目の選定理由及び認定基準】

スキル項目	選 定 理 由	認 定 基 準
企業経営	変化する経営環境の中で、持続的な成長戦略を策定し、実行するには、マネジメント経験・経営実績を持つ役員が必要である。	企業経営に関する専門知識と実務経験を有していること
営業 マーケティング	消費者や企業が求める商品やサービスを提供し、効果的なマーケティング・キャンペーンを展開するため、営業経験やマーケティング活動に関する知見を持つ役員が必要である。	営業やマーケティングに関する専門知識と実務経験を有していること
人事・労務 人材・組織開発	顧客に質の高い商品・サービスを提供し、企業の持続的な成長を図るためには、優秀な人材の確保、働きやすい環境の提供、また、従業員一人ひとりがその能力を発揮できる人材戦略の策定が必要であることから、人事・労務及び人材開発・組織開発に関する豊富な知識、実務経験を持つ役員が必要である。	人事・労務及び人材開発・組織開発に関する専門知識と実務経験を有していること
IT・デジタルテクノロジー	社会のデジタル化が急速に進み、当社の事業領域においてもIT・デジタルテクノロジーの導入・活用は不可欠であり、また、それらを用いて事業全体にイノベーションを起こすためにDX化の推進が必要であることから、IT分野における知識と実務経験を持つ役員が必要である。	IT化・DX化等に関する専門知識と実務経験を有していること
アントレプレナーシップ 新規事業開発	持続的な企業成長と発展を目指すためには、既存事業の更なる変革と新規事業を立ち上げ、軌道に乗せる必要があるため、社内で新規事業開発に携わった経験や、アントレプレナーとして起業した経験を持つ役員が必要である。	新規事業開発に従事し、又は自らアントレプレナーとして起業した経験を有していること
グローバルビジネス	海外市場への進出を加速するためには、諸外国の生活文化、事業環境、商習慣等に関する専門的な知識や実務経験を持つ役員が必要である。	海外事業展開に関する専門知識と実務経験を有していること
財務・会計 税務 M&A	安定した財務基盤を構築し、正確な財務報告や持続的な企業価値向上に向けた成長投資及びM&Aの推進を実現する財務戦略の策定には、財務・会計、税務及びM&Aにおける豊富な知識と実務経験を持つ役員が必要である。	財務・会計、税務及びM&Aに関する専門知識と実務経験を有していること

スキル項目	選 定 理 由	認 定 基 準
法務 コンプライアンス リスク管理	持続的な企業価値向上を図るためには、適切なガバナンス体制の確立が必要不可欠であり、取締役会における経営監督機能の実効性向上のため、法務、コンプライアンス、リスク管理に関する豊富な知識と実務経験を持つ役員が必要である。	法務、コンプライアンス、リスク管理に関する専門知識と実務経験を有していること
ESG サステナビリティ	企業と社会全体の持続的な成長と発展のためには、環境・経済・文化・人権・医療・資源など、広範囲に及ぶ社会的課題を意識し、事業を通じてこれらの課題解決に貢献することが求められているため、ESGやサステナビリティ（SDGs等）についての知見を持つ役員が必要である。	ESG、サステナビリティ（SDGs等）に関する専門知識と実務経験を有していること

**第4号議案 補欠監査役1名選任の件**

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
のぐち あきら 野口 晃 (1951年7月29日生)	1977年6月 株式会社中村屋家電販売入社 1984年12月 家電販売、修理店を個人創業 1990年9月 有限会社ケーヨーテクノ(現株式会社ケーヨーテクノ)設立、代表取締役社長 2019年5月 同社取締役(現任)	0株
<p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b>                      経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を、当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言を行っていただけるものと期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 1. 補欠の社外監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項の内容

① 野口 晃氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

② 当社は各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金200万円又は法令が定める額のいずれか高い額とするものであり、同氏が監査役に就任された場合は、当社は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

③ 同氏が監査役に就任された場合は、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しておりますが、同氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考)

**【監査役候補者の選定・指名手続】**

社外監査役候補者については、法令及び社内規程等に基づき、監査業務を適切に遂行し得る豊富な経験と高い見識及び高度な専門性を有しているかを総合的に判断して、監査役会の同意を得た上で、取締役会で審議の上、決定します。

**【社外監査役の独立性判断基準】**

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外監査役の候補者を選定しております。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、当社の監査役会が監査法人アヴァンティアを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人を起用することにより、当社の事業状況に適した新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人として必要とされる品質管理体制、独立性、専門性、監査体制、監査報酬等の水準を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年3月1日現在)

名 称	監査法人アヴァンティア		
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区三番町3番地8	
沿 革	2008年5月設立		
概 要	構成人員	パートナー	16名
		公認会計士	52名
		試験合格者	52名
		その他職員	37名
		合 計	157名
	関与上場企業数	34社	

(注) 監査法人アヴァンティアが選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

## 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年5月26日開催の第25回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役200百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

今般、取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内といたします。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われる場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない範囲において、取締役会で決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から3年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が譲渡制限期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由によらず退任等した場合には、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

## 事業報告

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの影響が続くなか、行動制限の解除により社会経済活動の正常化が進む一方、円安等の為替動向やエネルギー価格の高騰、物価上昇などへの懸念から、依然として景気の先行きが不透明な状況が続いております。

リユース業界においては、社会のSDGs推進の動きとリユースへの意識の高まりや物価高に伴うリユースへの需要増加を背景に、引き続き市場全体が拡大しております。

当社グループにおきましては、通期の連結営業利益は2,565,071千円と、計画を大きく上回り、過去最高の営業利益を達成しました。通期ではグループでFCを含め20店出店し、既存店売上も堅調に推移しました。また、リユース事業を行う各グループ会社がいずれも堅調に推移し、増収増益となりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高28,212,943千円（前期比21.0%増）、営業利益2,565,071千円（前期比157.7%増）、経常利益2,622,022千円（前期比148.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,710,544千円（前期比143.2%増）となりました。

利益率の指標では、差引売上総利益率は61.7%（前期比0.6pt上昇）、販売費及び一般管理費比率は52.6%（前期比4.2pt低下）、営業利益率は9.1%（前期比4.8pt上昇）、経常利益率は9.3%（前期比4.8pt上昇）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(リユース事業)

連結売上が前期比21.2%増、単体の売上は同21.2%増、単体既存店が同10.5%増となりました。特に10月は販売促進のキャンペーンもあり、単体既存店売上は前期比19.0%増と好調に推移しました。カテゴリー別では、衣料は外出需要の回復を受けて前期比24.4%増、生活雑貨も同19.5%増となりました。電化製品は、6-7月の猛暑により夏物家電の販売が好調だったことなどから、前期比17.8%増となりました。また、金高騰の影響などもあり、服飾雑貨は前期比20.5%増、コロナ禍以降取り扱いを強めているホビー用品も同22.5%増と高い伸びとなりました。また、自社ECサイトでの出品業務の効率化を進めたことで、連結のEC販売額は前期比17.8%増となりました。

仕入では、当期連結商品仕入高は前期比26.1%増、単体の仕入は同22.6%増となりました。単体の買取チャンネル別では、持込買取が同22.7%増と引き続き堅調に推移し、店舗以外の買取チャンネルでは、宅配買取が同31.0%増と大幅増となり、出張買取も同32.5%増と好調に推移しました。

出店は、当連結会計年度においては、単体にて総合リユース業態を6店、服飾専門リユース業態を10店、スポーツアウトドア専門リユース業態1店、ブランド専門リユース業態1店、計18店出店しました。出店地域も、関東12店、関西4店、中部2店となり、各地域にバランスよく出店が進みました。また、グループ会社の株式会社カインドオルではFC店を1店出店し、台湾法人でも初出店となる店舗を1店出店しました。当連結会計年度末における店舗数は、単体で直営店167店、FC店4店の合計171店、グループ全体で合計239店となりました。

以上の結果から、売上高は27,499,166千円（前期比21.2%増）、セグメント利益は3,925,419千円（前期比58.5%増）となりました。

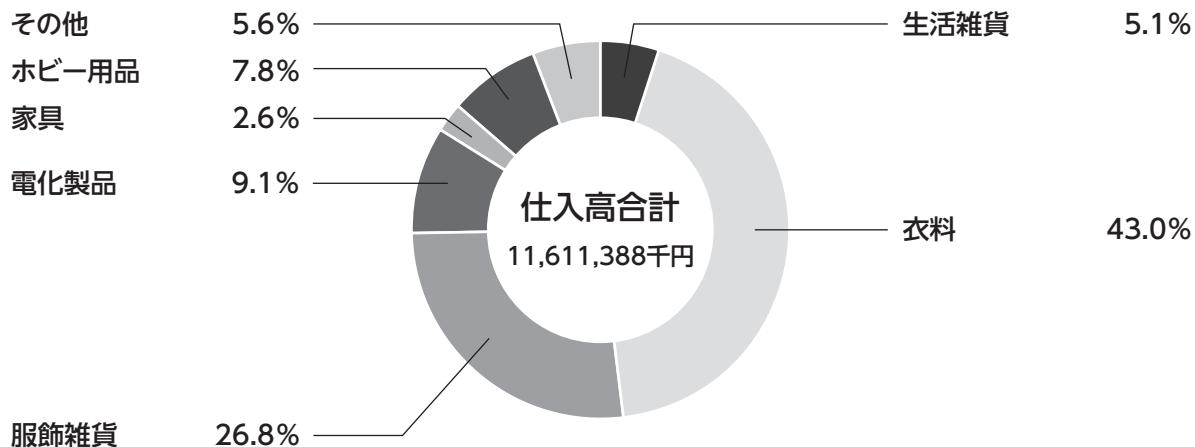
(その他)

レンタル事業の「Cariru」では、結婚式などのイベント需要が伸長したことに加え、新たに礼服などのブラックフォーマルのレンタルを開始し、レンタル事業の売上は前期比85.7%増となりました。

以上の結果から、売上高は939,754千円（前期比42.3%増）、セグメント利益は187,403千円（前期比614.2%増）となりました。

リユース事業 商品別仕入実績

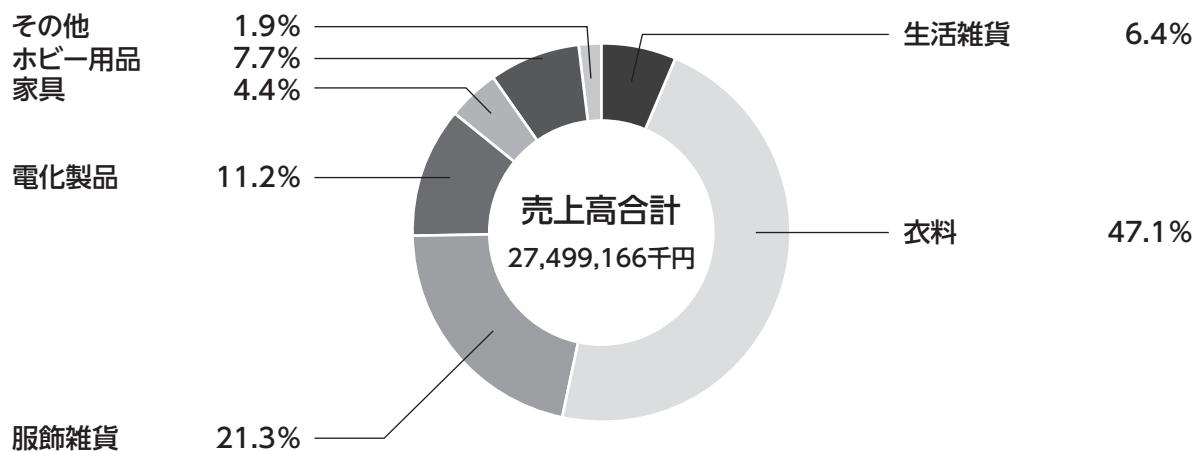
品 目	当連結会計年度 (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)		
	仕入高 (千円)	構成比 (%)	前期比 (%)
生 活 雑 貨	595,454	5.1	115.7
衣 料	4,993,754	43.0	133.2
服 飾 雑 貨	3,115,160	26.8	124.6
電 化 製 品	1,057,562	9.1	119.9
家 具	290,868	2.6	112.9
ホ ビ ー 用 品	908,246	7.8	124.9
そ の 他	650,340	5.6	113.0
合 計	11,611,388	100.0	126.1



(注) その他には、仕入副費が含まれております。

リユース事業 商品別販売実績

品 目	当連結会計年度 (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)		
	売上高 (千円)	構成比 (%)	前期比 (%)
生 活 雑 貨	1,770,726	6.4	119.5
衣 料	12,945,279	47.1	124.4
服 飾 雑 貨	5,863,154	21.3	120.5
電 化 製 品	3,091,680	11.2	117.8
家 具	1,200,938	4.4	106.4
ホ ビ ー 用 品	2,103,647	7.7	122.5
そ の 他	523,738	1.9	111.9
合 計	27,499,166	100.0	121.2



(注) その他には、その他商品と引越関連の売上が含まれております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は807,469千円であり、その主なものは新規出店で下表のとおりであります。

店 舗 名	開 店 日
トレジャーファクトリー 本庄店	2022年3月19日
トレファクスタイル イオンモール茨木店	2022年3月26日
トレファクスタイル イオンモール堺鉄砲町店	2022年4月23日
トレジャーファクトリー イオンモール常滑店	2022年4月28日
トレファクスタイル 草加店	2022年5月28日
トレジャーファクトリー 熊谷駅前店	2022年5月28日
トレジャーファクトリー 柏花野井店	2022年8月27日
トレファクスタイル さいたま新都心コクーンシティ店	2022年9月3日
トレファクスタイル ホームズ川崎大師店	2022年9月3日
トレファクスタイル 喜連瓜破店	2022年9月10日
トレファクスポーツアウトドア 入間扇台店	2022年9月15日
トレファクスタイル イオンモール名古屋茶屋店	2022年9月23日
トレファクスタイル 辻堂店	2022年10月8日
トレファクスタイル 高崎オーパ店	2022年10月22日
ブランドコレクト 麻布十番店	2022年10月29日
トレファクスタイル 柏増尾台店	2022年11月26日
トレファクスタイル 元住吉店	2022年12月17日
トレジャーファクトリー トナリエ宇都宮店	2022年12月17日
トレジャーファクトリー 東大阪箕輪店	2022年12月24日

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

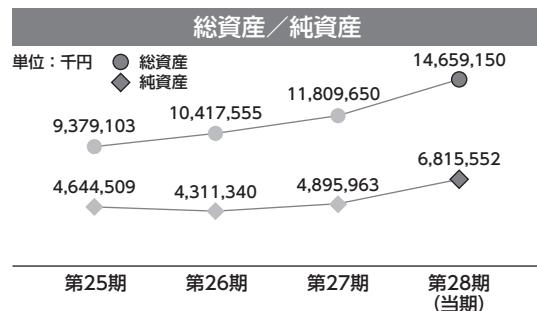
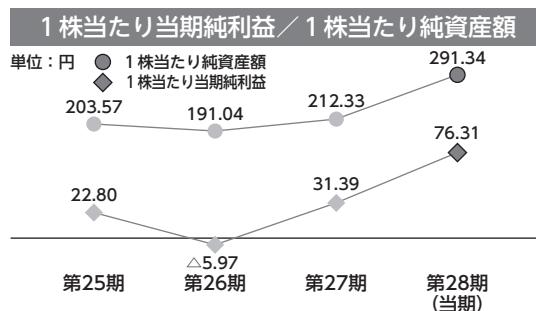
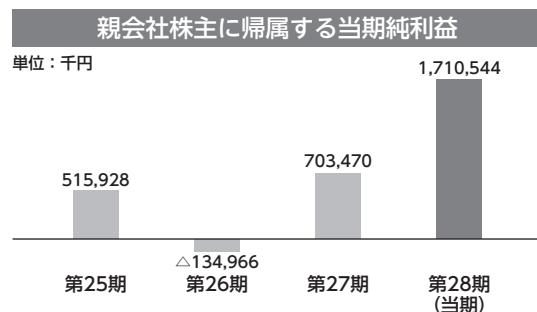
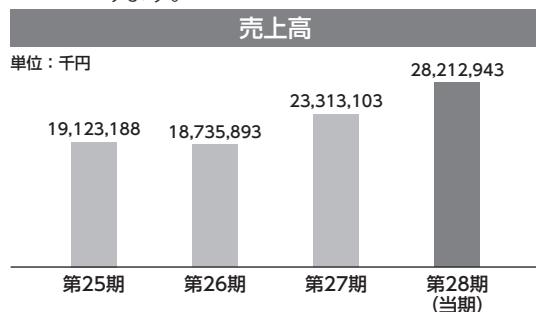
## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第25期 (2020年2月期)	第26期 (2021年2月期)	第27期 (2022年2月期)	第28期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
売 上 高(千円)	19,123,188	18,735,893	23,313,103	28,212,943
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	515,928	△134,966	703,470	1,710,544
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	22.80	△5.97	31.39	76.31
総 資 産(千円)	9,379,103	10,417,555	11,809,650	14,659,150
純 資 産(千円)	4,644,509	4,311,340	4,895,963	6,815,552
1株当たり純資産額(円)	203.57	191.04	212.33	291.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 当社は、2023年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第25期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。



**(3) 重要な子会社の状況**

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社カインドオール	10,000千円	100%	ファッション品のリユース事業
株式会社ピックアップジャパン	48,430千円	100%	総合リユース事業

**(4) 対処すべき課題**

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

SDGsの推進、そしてサステナブルな社会構築に向けて人々のリユースへの意識が高まっていることを背景に、中古品小売市場は引き続き拡大しております。また、大手リユースショップチェーンの多店舗展開やインターネット経由の中古品の売買サービスの浸透などにより、業界内の競争も進んでおります。

このような環境下で、更なる事業成長を推進するためには、広域での店舗展開体制の確立、商品の確保及び人材の確保と育成、インターネット経由の売買の強化などが課題となります。具体的な課題と対処策は以下のとおりであります。

**① 広域での店舗展開**

物流の効率化、地域における知名度の向上などを実現するために首都圏、関西圏を中心にドミナント戦略（注）による直営店の出店を行っております。今後も、それら地域でのドミナント出店を継続するとともに、その他の地域にも出店してまいります。広域に多店舗展開するために、店舗開発体制を強化し、出店用物件の迅速かつ十分な確保を図るとともに、遠方店舗への商品支援体制強化を進めてまいります。

（注）特定の地域に集中して出店を行うこと。

**② 商品仕入の強化**

店頭買取、出張買取及び宅配買取の3本柱を軸に一般買取の強化を進めてまいります。店頭買取においては、ポイントサービスを活用した顧客還元強化や実店舗だからこその利便性の提供に努めてまいります。あわせて、大型家電・家具などを中心に買い取る出張買取の強化、買取と引越サービスを一括で提供する「トレファク引越」の拡大、そしてインターネット経由で全国から買取を行う宅配買取の強化により、一般買取案件の増加を図ってまいります。また、異業種の企業等との提携を推進し、各提携先が有する顧客に当社の買取サービスを紹介し、ご利用いただくという取り組みも進めてまいります。一方、一般買取以外の仕入では、自社運営のオークションでの売買を通じた仕入や新品・中古品取扱業者等からの法人仕入を引き続き強化してまいります。

これらの商品仕入強化及び自社オークション事業拡大に向けて、物流センターを関東、関西に整備し、新店用在庫及び既存店への補充在庫の十分な確保と共有体制の強化を進めてまいります。

**③ 人材の確保と育成**

当社グループの展開する事業は、多種多様な商材を取り扱い、日々変化する顧客ニーズに対応するため、マニュアルだけに頼らない柔軟な店舗運営が求められます。そのため、自ら状況に合わせて思考・行動できる自律型人材の確保・育成が必要となります。

年間20店以上の出店に向けて、優秀な人材を十分に確保していくため、新卒及び中途採用を強化するとともに、パート・アルバイトからの社員登用にも積極的に取り組み、人材の確保に努めてまいります。また、それらの人材が早期に活躍できるよう、教育研修部門が中心となって研修内容の充実を図り、確保した人材の早期戦力化と定着化を図ってまいります。

④ インターネット経由の売上の強化

新型コロナウイルスの感染拡大を背景にした人々の消費スタイルの変化等により、インターネット経由のリユース品の売上の拡大しております。当社では、総合的な品揃えの「トレファクONLINE」と衣料服飾雑貨を扱う「トレファクファッション」などの自社ECサイトを運営し、一品モノである商品をECサイトに出品するオペレーションの効率化に取り組んでおります。引き続き各サイトのユーザビリティ向上とEC出品業務の効率化を進め、リアル店舗に加えECサイトでの品揃えも拡充し、顧客にとっての利便性向上に努めてまいります。

⑤ 新規事業への取り組み

中期的な成長に向けて、新規事業への投資及びその育成に取り組んでまいります。具体的には、ドレスレンタル事業「Cariru」やリユースのBtoBオークション事業である「トレファクライブネットオークション」、買取と引越を一括で提供する「トレファク引越」、不動産の売却まで一括で請け負う「トレファク不動産」、終活・生前整理の際の買取処分サービス「Regacy」などのリユース周辺事業への投資を進め、これらの周辺サービスを強化することでリユースのプラットフォームを構築し、顧客利便性を高め、収益獲得機会の増加に取り組んでまいります。

⑥ 海外事業への取り組み

当社では、海外においても消費者のリユースの機会が増えていくことを想定し、海外でリユース事業を展開しております。具体的には、タイと台湾においてリユース事業を展開しておりますが、進出国の現地のニーズを捉え、現地における買取を増やし、安定的に店舗運営できる体制を構築し、多店舗展開に向け事業基盤を整備してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

当社グループの主な事業は、リユース品の売買を行うリユース事業であります。

(6) 主要な営業所 (2023年2月28日現在)

当社の店舗の状況は次のとおりであります。

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区神田練塀町3番地
物 流 セ ン タ ー	埼玉県さいたま市南区、埼玉県戸田市
E C セ ン タ ー	神奈川県相模原市緑区、神奈川県相模原市中央区
フルフィルメントセンター	埼玉県戸田市
総合リユース業態 トレジャーファクトリー (直営店73店、FC4店)	東京都15店、神奈川県10店、埼玉県17店、千葉県11店、茨城県2店、 福島県4店、愛知県4店、京都府1店、大阪府9店、兵庫県1店、福岡県2店
服飾専門リユース業態 トレファクスタイル (直営店72店)	東京都32店、神奈川県11店、埼玉県7店、千葉県8店、群馬県1店、 愛知県3店、大阪府8店、兵庫県2店
ブランド古着専門業態 ブランドコレクト (直営店6店)	東京都6店
スポーツ・アウトドア業態 トレファクスポーツ (直営店7店)	東京都1店、神奈川県1店、埼玉県3店、千葉県2店
古着アウトレット業態 ユーズレット (直営店8店)	東京都3店、神奈川県1店、埼玉県4店
郊外型大型リユース業態 トレファクマーケット (直営店1店)	千葉県1店

株式会社カインドオルの店舗の状況は次のとおりであります。

名 称	所 在 地
ブランド古着専門業態 カインドオル (直営22店、FC14店)	東京都18店、愛知県1店、新潟県1店、滋賀県1店、和歌山県1店、 京都府3店、大阪府8店、兵庫県3店

株式会社GKファクトリーの店舗の状況は次のとおりであります。

名 称	所 在 地
ゴルフ専門業態 ゴルフキッズ (直営1店、FC14店)	東京都3店、神奈川県1店、栃木県1店、 愛知県1店、滋賀県2店、京都府1店、大阪府5店、 兵庫県1店

株式会社ピックアップジャパンの店舗の状況は次のとおりであります。

名 称	所 在 地
総合リユース業態 ピックアップ (直営店 9店)	静岡県9店
ブランド・貴金属専門業態 キンバリー (直営3店、FC1店)	静岡県3店、兵庫県1店

上記のほか、Treasure Factory (Thailand) Co., Ltd.の直営店がタイ国のバンコクに3店、台湾寶物工廠股份有限公司(Treasure Factory (Taiwan) Co.,Ltd.) の直営店が台湾の新北市に1店あります。

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の使用人数

使用人数	前連結会計年度末比増減
963 (1,031) 名	96 (89) 名増

(注) 使用人数は、正社員数です。なお、パート及び契約社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人数

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
776 (894) 名	86 (95) 名増	30.6歳	5.6年

(注) 使用人数は、正社員数です。なお、パート及び契約社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,340,785千円
株式会社三井住友銀行	1,151,399千円
株式会社みずほ銀行	454,992千円
株式会社常陽銀行	255,400千円
浜松磐田信用金庫	250,000千円

## 2. 株式の状況 (2023年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 28,160,000株

(注) 2023年3月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は28,160,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 12,161,900株 (自己株式576,100株を含む)

(注) 2023年3月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行済株式の総数は12,161,900株増加しております。

(3) 株主数 5,817名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
野 坂 英 吾	3,977,200株	34.32%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	756,700	6.53
株式会社スリースターマネジメント	600,000	5.17
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	500,463	4.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	486,800	4.20
野 坂 淳	439,500	3.79
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	301,463	2.60
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	281,114	2.42
トレジャー・ファクトリー従業員持株会	211,200	1.82
BNYM AS AGT/CLTS TREATY JASDEC	204,507	1.76

(注) 1. 当社は、自己株式を576,100株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行することを決議いたしました。

	第6回新株予約権
発行決議日	取締役会：2021年4月14日
新株予約権の数	7,440個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式744,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 379円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 105,800円 (1株当たり 1,058円)
権利行使期間	2022年6月1日から 2024年5月31日まで
行使の条件	(注) 1
新株予約権の交付状況	当社取締役 4名 (4,900個) 当社従業員49名 (2,540個)

(注) 1. 行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2022年2月期における、参照指数（監査済みの当社連結損益計算書の経常利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及びM&A実行時の外部アドバイザーに対する報酬・手数料等を加算した額をいい、以下同様とする。）が下記(a)及び(b)に掲げる条件を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を2022年2月期有価証券報告書提出日の翌月の1日以降より行使することができる。上記の参照指数の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正参照指数をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めものとする。行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数

- とする。
- (a) 2022年2月期の参照指数が1,070百万円以上の場合、行使可能割合50%
  - (b) 2022年2月期の参照指数が1,189百万円以上の場合、行使可能割合50%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
2. 2023年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」については、当該株式分割による調整前の当期末時点における株式数及び金額で記載しております。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2023年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野坂英吾	株式会社アルプス技研社外取締役
専務取締役	野坂淳	
取締役	澤田卓	事業推進室長
取締役	小林英治	経営企画室長
取締役	鈴木信夫	千代田第一工業株式会社代表取締役社長
取締役	宮本久美子	和田倉門法律事務所マネージングパートナー弁護士 株式会社ビューティガレッジ社外取締役（監査等委員） 株式会社ミサワ社外取締役（監査等委員） 株式会社インタートレード社外監査役 ピクスタ株式会社社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	長尾昌彦	
監査役	石川博康	アーク法律事務所代表弁護士 ブルドックソース株式会社社外取締役（監査等委員）
監査役	金野栄太郎	株式会社のぞみリアルエステート代表取締役 シンシア監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役鈴木信夫氏及び宮本久美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役長尾昌彦氏、監査役石川博康氏及び金野栄太郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役金野栄太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役鈴木信夫氏及び宮本久美子氏並びに常勤監査役長尾昌彦氏、監査役石川博康氏及び金野栄太郎氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外取締役及び社外監査役が、当社に対し損害賠償責任を負う場合において、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金200万円又は法令が定める額のいずれか高い額を当該損害賠償責任の限度とするものとしております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	98,440千円 (5,400千円)	82,215千円 (5,400千円)	16,225千円 (-千円)	-千円 (-千円)	6名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,260千円 (11,260千円)	11,260千円 (11,260千円)	-千円 (-千円)	-千円 (-千円)	3名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	109,700千円 (16,660千円)	93,475千円 (16,660千円)	16,225千円 (-千円)	-千円 (-千円)	9名 (5名)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

##### ② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等にかかる業績指標は「連結経常利益」であり、その実績は2,622百万円であります。当該指標を選択した理由は、事業及び企業の収益力を端的に示す基準数値であるからであります。当社の業績連動報酬は、個別の基本報酬から算出した基準額に当該指標の目標値に対する達成率を乗じたもので算定されております。

##### ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年5月26日開催の第25回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役の員数は2名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2000年5月29日開催の第5回定時株主総会において月額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

##### ④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

###### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

###### ロ. 決定方針の内容の概要

###### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、事業の持続的な成長を図るために不可欠な経営人財を維持・確保し、業績向上のためのインセンティブとしても十分に機能する報酬体系とすること、また、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の担当職務の対価として適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、このうち基本報酬の

みを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、外部調査機関の役員報酬調査に基づく他社水準を考慮し、各取締役の担当職務、各期の成果、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、前期の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を12分割して月例の基本報酬に上乗せして支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営方針、当期の事業方針、過去実績等を踏まえて策定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

d. 基本報酬（金銭報酬）の額等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準・割合を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（又はe.の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績や担当職務・所管部門における実績を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定をしなければならないこととする。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、取締役会より委任を受け、代表取締役社長が決定方針に従って決定しております。その具体的な内容を決定するにあたり、事前に指名・報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役社長（野坂英吾）に対し、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で、その具体的内容について決定することを一任しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、委任される権限及びその権限が適切に行使されるようにするための措置は、上記④ロ. e. に記載のとおりであります。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役鈴木信夫氏は、千代田第一工業株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。
  - ・取締役宮本久美子氏は、和田倉門法律事務所のマネージングパートナー弁護士を兼務しております。当社は同事務所との間に取引関係はありません。
  - ・監査役石川博康氏は、アーク法律事務所の代表弁護士を兼務しております。当社は同事務所との間に取引関係はありません。
  - ・監査役金野栄太郎氏は、株式会社のぞみリアルエステートの代表取締役及びシンシア監査法人の代表社員を兼務しております。当社はこれらの会社との間に取引関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役宮本久美子氏は、株式会社ビューティガレージの社外取締役（監査等委員）、株式会社ミサワの社外取締役（監査等委員）、株式会社インタートレードの社外監査役及びピクスタ株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社はこれらの会社との間に取引関係はありません。
  - ・監査役石川博康氏は、ブルドックソース株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	鈴木 信 夫	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回（出席率94％）に出席いたしました。異業種の会社経営に携わる見地から意見を述べるなど、取締役会における意思決定の透明性、健全性、遵法性を確保し、コンプライアンス（法令遵守）強化のための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として適宜助言・提言を行っております。
取締役	宮 本 久美子	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会における適正性の確保、リスク管理及びコンプライアンス強化のための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として適宜助言・提言を行っております。
監査役	長 尾 昌 彦	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会17回のすべてに出席いたしました。金融業界での豊富な経験や、財務及び会計に関する知見に基づく幅広い見識を、当社における監査に反映し、当社全体の適法性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	石 川 博 康	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会17回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会における適正性の確保、リスク管理及びコンプライアンス強化のための助言・提言を行っております。
監査役	金 野 栄太郎	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会17回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、主に財務・経理・税務及び内部統制等に関する助言・提言を行っております。

## 連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>9,697,146</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,563,915</b>
現金及び預金	3,073,898	買掛金	81,152
売掛金	905,079	短期借入金	1,892,400
返品資産	11,240	1年内返済予定の長期借入金	782,578
商物品	5,087,219	未払法人税等	746,660
貯蔵品	28,425	契約負債	79,565
その他	591,282	返金負債	37,008
<b>固定資産</b>	<b>4,962,004</b>	賞与引当金	481,192
<b>有形固定資産</b>	<b>2,192,097</b>	役員賞与引当金	5,000
建物及び構築物	1,361,874	株主優待引当金	5,266
土地	426,511	その他の他	1,453,090
建設仮勘定	357	<b>固定負債</b>	<b>2,279,683</b>
その他	403,354	長期借入金	1,557,647
<b>無形固定資産</b>	<b>214,023</b>	資産除去債務	695,784
のれん	76,617	その他	26,252
その他	137,405	<b>負債合計</b>	<b>7,843,598</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,555,883</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	1,613	<b>株主資本</b>	<b>6,747,812</b>
繰延税金資産	413,413	資本金	898,880
敷金及び保証金	1,941,075	資本剰余金	833,880
その他	199,782	利益剰余金	5,625,246
<b>資産合計</b>	<b>14,659,150</b>	自己株式	△610,193
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,095</b>
		為替換算調整勘定	3,095
		<b>新株予約権</b>	<b>51,283</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>13,360</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>6,815,552</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>14,659,150</b>

## 連結損益計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	28,212,943
売上原価	10,814,178
売上総利益	17,398,765
販売費及び一般管理費	14,833,693
営業利益	2,565,071
営業外収益	72,660
営業外費用	15,709
経常利益	2,622,022
特別利益	719
固定資産売却益	719
特別損失	134,017
固定資産除却損	3,075
減損損失	124,949
投資有価証券評価損	5,992
税金等調整前当期純利益	2,488,724
法人税、住民税及び事業税	817,841
法人税等調整額	△39,661
当期純利益	1,710,544
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,710,544

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年4月17日

株式会社トレジャー・ファクトリー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 博  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 雄二郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トレジャー・ファクトリーの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トレジャー・ファクトリー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>6,919,414</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,415,968</b>
現金及び預金	2,066,511	買掛金	60,812
売掛金	658,858	短期借入金	1,410,000
返品資産	11,240	1年内返済予定の長期借入金	622,379
商貯蔵品	3,757,100	未払金	409,186
前渡金	25,931	未払費用	563,050
前払費用	290	未払法人税等	548,788
その他の	288,710	未払消費税等	227,298
	110,770	前受金	2,616
<b>固定資産</b>	<b>5,494,057</b>	前受収益	3,956
<b>有形固定資産</b>	<b>1,720,497</b>	預り金	29,479
建物	1,144,088	契約負債	63,762
構築物	60,655	返金負債	37,008
工具、器具及び備品	303,634	賞与引当金	427,365
レンタル資産	70,205	役員賞与引当金	5,000
土地	141,555	株主優待引当金	5,266
建設仮勘定	357	<b>固定負債</b>	<b>1,820,479</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>135,173</b>	長期借入金	1,229,565
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,638,386</b>	資産除去債務	590,914
投資有価証券	1,613	<b>負債合計</b>	<b>6,236,448</b>
関係会社株式	1,216,639	<b>純資産の部</b>	
出資金	120	<b>株主資本</b>	<b>6,125,739</b>
関係会社出資金	99,590	資本金	898,880
関係会社長期貸付金	202,507	資本剰余金	833,880
繰延税金資産	355,317	資本準備金	833,880
長期前払費用	173,805	利益剰余金	5,003,173
敷金及び保証金	1,610,688	その他利益剰余金	5,003,173
その他の	203	繰越利益剰余金	5,003,173
貸倒引当金	△22,100	<b>自己株式</b>	<b>△610,193</b>
		新株予約権	51,283
<b>資産合計</b>	<b>12,413,471</b>	<b>純資産合計</b>	<b>6,177,022</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>12,413,471</b>

## 損益計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	22,055,297
売 上 原 価	7,741,894
売 上 総 利 益	14,313,403
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,438,316
営 業 利 益	1,875,087
営 業 外 収 益	124,459
営 業 外 費 用	8,288
経 常 利 益	1,991,257
特 別 損 失	132,235
固 定 資 産 除 却 損	1,293
減 損 損 失	124,949
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,992
税 引 前 当 期 純 利 益	1,859,021
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	597,260
法 人 税 等 調 整 額	△48,733
当 期 純 利 益	1,310,495

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年4月17日

株式会社トレジャー・ファクトリー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 博  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 雄二郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トレジャー・ファクトリーの2022年3月1日から2023年2月28日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月19日

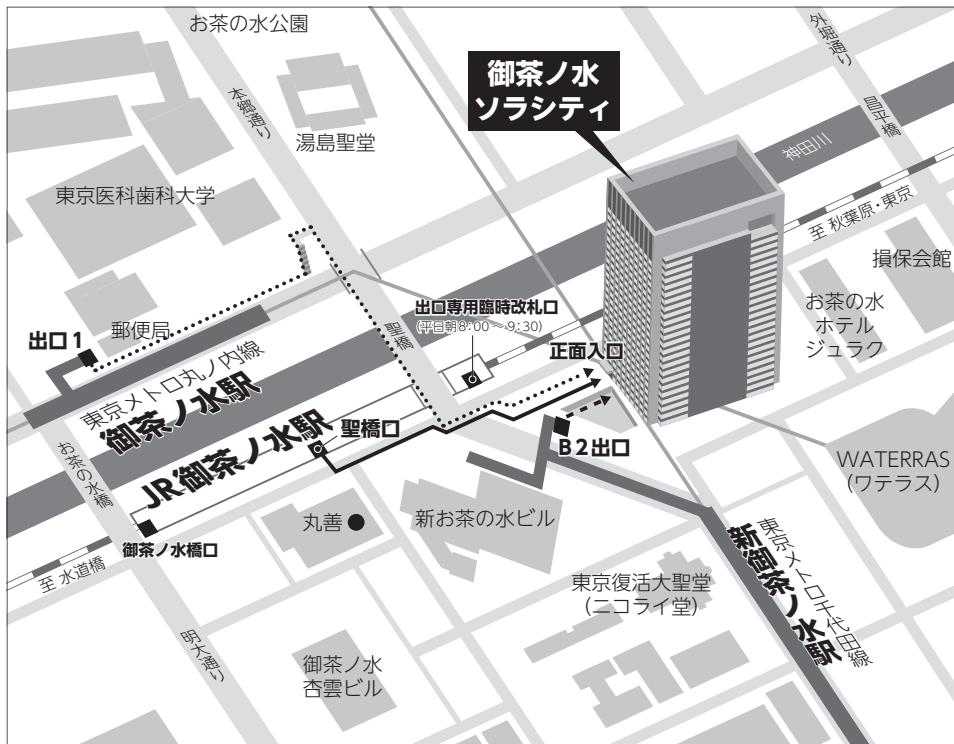
株式会社トレジャー・ファクトリー 監査役会  
常勤監査役(社外監査役) 長尾昌彦 ㊟  
監査役(社外監査役) 石川博康 ㊟  
監査役(社外監査役) 金野栄太郎 ㊟

以上

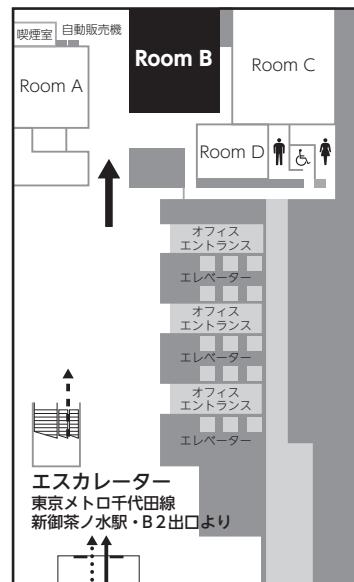
# 株主総会会場 ご案内図

開催日時

2023年5月24日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）



## 御茶ノ水ソラシティ 1階フロアマップ



エスカレーター  
東京メトロ千代田線  
新御茶ノ水駅・B2出口より

正面入口  
JR御茶ノ水駅・聖橋口より  
東京メトロ丸ノ内線御茶ノ水駅・出口1より

### 最寄駅

JR中央線・総武線「御茶ノ水」駅

聖橋口

徒歩 1分

東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅

B2出口

地下入口直結

東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅

出口1

徒歩 4分

### 会場

東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地  
御茶ノ水ソラシティ 1階  
ソラシティカンファレンス  
センター RoomB  
TEL：03-6206-4855

※株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



植物油インキを  
使用しています。